

こころのケアのための“傾聴ボランティア”を応援します。

少子高齢化・人口減少が進むなかで、地域で孤立しがちな高齢者の話に真摯に耳を傾け、自立を見守る傾聴ボランティアに期待が寄せられています。災害時にも、被災者に寄り添い心の奥からこぼれ落ちてくる思いを受け止めるボランティアは、重要なサポート役として注目されています。

東日本大震災をはじめ熊本地震など、国内各地で自然災害が発生する昨今、被災者の話に耳を傾け自立を見守る傾聴ボランティアの活動は、より重要性を増していくでしょう。

こころのケアのための“傾聴ボランティア”活動を行っている団体を助成致します。

(平成29年度) 特定活動助成のご案内

●対象

特に次の①または②に該当する団体を助成対象とします。

- ①被災地でこころのケアのための“傾聴ボランティア”として活動をしている団体
- ②被災地から県外に避難を余儀なくされた方々を対象に、こころのケアのための“傾聴ボランティア”として活動をしている団体

ただし、次の二つの条件を満たす団体を対象とします。

- i) 応募に際して、地元社会福祉協議会の推薦を得ること。
- ii) 団体として、既に一年以上の活動実績があること。

●助成期間および金額

最長3年間。原則として年50万円を上限としますが、助成額については活動内容および規模により査定をさせていただきます。継続助成につきましては、経過報告を重視して決定致します。

●助成金の使途

活動に直接要する諸経費（既に終了した活動は助成しません）

●応募方法

当財団所定の申請書に必要事項を記入の上、当財団宛にご送付ください。
(紛失等のトラブルを避けるため、なるべく書留や宅配便でお送りください)
なお、ご提出いただいた申請書はご返却致しかねます。

●選考方法

当財団の選考委員会及び理事会により決定させていただきます。
採否の決定は文書によって通知致します。採否の理由等、選考に関わる内容についてはお問い合わせに応じかねますのでご了承ください。

●助成にあたって

助成が決定した活動・団体につきましては公表致します。
助成年度の途中で中間報告書を、終了後に完了報告書を提出していただきます。
(詳細は別途、助成決定者にお知らせします)

●応募締切日

平成29年7月31日（午後5時必着）

●発表

平成29年11月1日予定

●助成金振込

平成29年11月下旬予定



〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPC ビル
Tel.03-3350-9002 Fax.03-3350-9008
E-mail:info@univers.or.jp www.univers.or.jp

特定活動助成に申請される方へ

当財団特定活動助成を申請される方は、下記の点についてご留意くださいますようお願い致します。

申請書類の記入にあたって

記入もれのないようお願い致します。また代表者名の後に、団体の代表者印を押印願います。

- 1. 申請活動名**については、具体的内容が分かるように、簡単明瞭に記入してください。
- 2. 申請助成金額**については、万円単位でご記入ください。また、各費目については、右表をご参考ください。
- 3. 申請活動実施の動機と内容、効果**については、助成を申請する活動を思い立った動機、具体的内容、期待される効果について、それぞれ詳細に記入してください。
- 4. 団体の組織**については、代表、役員、職員、活動メンバー、会員等組織を図式化し、それぞれの人数もご記入ください。また、主たる役職者について表に記入してください。
- 5. 団体代表者の主たる経歴・活動**について時系列にご記入ください。
- 6. 団体の活動略歴・主たる実績**について時系列にご記入ください。
- 7. 団体の財政**について、前年度の収支決算と、本年度の収支予算について記入してください。
- 8. 他の助成団体等への申込状況**について、ご記入ください。
- 9. 添付資料**について、ご記入ください。地元の社会福祉協議会に推薦コメントをいただいでください。また団体のパンフレット、新聞や雑誌等に掲載された紹介記事のコピー等があれば、添付してください。

※各項目については、「別紙参照」とせず、申請書に収まるように記載してください。

対象とする経費

申請される活動の支出経費について、以下の費目毎に整理してご記入ください。

費目	説明
会議費	会議のための会場借料、設営費、弁当代、茶菓子代等
旅費交通費	国内旅費、宿泊費、食事代等
通信運搬費	通信費、運搬費等
機材購入費	活動・事業に直接必要な備品等の購入費等
消耗品費	文具等事務用品、その他消耗品等
印刷製本費	資料のコピー代、ポスター・パンフレット等の印刷費等
諸謝金	講師等、職員・会員以外の協力者への謝礼金
通訳翻訳料	通訳料、翻訳料
その他経費	ボランティア保険料他、上記費目に該当しない経費

*既に終了した活動に関わる経費については含みません。

*助成期間終了後に領収書および明細書を提出いただきます。

◎申請書は、当財団ホームページからダウンロードしてご利用いただくこともできます。

www.univers.or.jp (メニュー『助成事業』-『活動助成』をご覧ください)

◎本活動助成に関するお問い合わせ、お申し込みは、当財団事務局宛にお願い致します。